

2020年度たばこ  
生協通常総代会

新会長に  
益田氏就任

（付帯決議）利用分量に応する割戻しの方法：利用分量割戻金は、火災共済契約1口につき300円とし、消費生活協同組合法第52条2項（剩余金の割戻しに関する規程）ならびに定款77条の規定により、当該各組合員の出資金に繰り入れるものとする。

## 8年連続の「利用分量割戻し」

### 2年ぶりに1口当たり300円

全国たばこ販売生活協同組合の2020年度通常総代会が5月26日、東京港区の芝SIAビルで開催され、全議案が原案どおり可決・承認された。

2019年度の火災生命共済・交通災害共済の加入状況は、ともに厳しい10%程度の減少となり、そのうち6573万円を「利用分量

2019年度の火災生命共済・交通災害共済の加入状況は別表1の通り、火災生命は別表1の通り、火災生命とともに減少傾向にある。給付状況

は、共済金及び見舞金総額1億9千万円（前年度比31.7%減）となった。その内訳は、火災共済金350万円（同50.0%減）、生命共済

金は9300万円（同15.1%減）。災害給付金合計支払額4500万円（同38.8%減）であった。

剩余金処分は別表2の通り、当期末処分剩余金が約2億円。そのうちの約6600万円を利用分量割戻金として、火災共済1口当たり300円を組合員に返却する。

一方、たばこ生協創立70周年を迎えた2020年度事業計画は、両共済の減少傾向を緩和するために組織をあげて各種の加入促進活動を積極的に推進するとしている。

※たばこ生協の事業解説は「太郎と花子のQ&A」（別掲）。

常務取締役が就任、次の通り新体制が決定した。（敬称略）

（株）全日本たばこ販売センター株主総会が5月26日に開催された。

（2019年度）事業報告及び計算書類承認に関する件

（2019年度）事業報告及び計算書類承認に関する件</